

財形年金預金の商品概要 1/3

★勤労者のお客様が在職中に毎月のお給与やご賞与から積立希望額を天引預入し、ご退職後は年金として定期的にお受取りいただける預金です。

★お受取利息について、財形住宅預金と合算して 550 万円まで非課税貯蓄をご利用いただける特典があります。

項目	内容
名称または愛称	財形年金預金
ご利用になれる方	① 当金庫と財形貯蓄に関する基本契約を締結している事業所や企業にお勤めの個人のお客様 ② ご契約時の年齢が 55 歳未満のお客様 ③ お客様お一人につき 1 契約口座となります。 ④ 事業主を通じてお申込み下さい。
期間	① 積立期間 5 年以上 ② 据置期間があります。最終預入日から 6 ヶ月以上 5 年以内の範囲でご指定いただけます。 * お預入開始から払戻しの間、「財産形成預金残高のお知らせ」を年 2 回 (6 月末、12 月末)ご送付いたします。
預入方法等	① 預入方法:事業主により、ご預金者のお給与やご賞与から年 1 回以上一定時期の天引きによるお預入となります。 >お預入毎に、一口の 3 年自動継続期日指定定期預金を作成します。 >一口ごとのご預金は、所定の年金お受取開始日から遡って 1 年 3 ヶ月前の応当日毎にお預入またはご継続から 2 年を超える場合、1 本の期日指定定期預金としてまとめ、自動継続いたします。 >年金元金計算日(=所定の年金お受取開始日の 3 ヶ月前の応当日)までの期間が 1 年未満の場合は、年金元金計算日を満期日とする 1 口の満期日指定スーパー定期預金とします。 ② 預入金額:100 円以上 ③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	① 年金払戻開始日は、満 60 歳になられた日以後で、据置期間が終了する月および翌月 1 日から 28 日までのお客様の任意の日となります。 ② 年金お受取期間および払戻しについては、年金支払開始日から 5 年以上 20 年以内で、3 ヶ月おきに払戻しいたします。 ③ 年金お受取目的以外の払出しの場合は、全額払戻し・解約となります。一部払出しのお取扱いはしておりません。また、期日のご指定もできません。

財形年金預金の商品概要 2/3

項目	内容
預入金利	<p>① 適用利率： > 固定金利となります。お預入日のスーパー定期預金(お預入金額 100 円以上 300 万円未満)2 年ものの店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 > 自動継続時の利率は、継続日におけるスーパー定期預金(お預入金額 100 円以上 300 万円未満)2 年ものの店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。</p> <p>② 利払方法： 年金お受取日に元金とともにお支払いします。</p> <p>③ 計算方法： > 付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日とする日割計算で行います。 > 満期日以後の利率は、解約日または書替継続日における普通預金利率を適用いたします。</p>
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	<p>お受取利息について、次のとおりとなります。</p> <p>① 財形住宅預金と合算して 550 万円(元利金合計)までは非課税となります。 * 但し、年金お受取目的以外で払出しされた場合はご解約時期により、払出日から 5 年間遡って、20%の所得税(国税 15%、地方税 5%)が課税されることがあります。</p> <p>② 財形住宅預金と合算して元利金合計が非課税枠を超えた場合は、お受取利息全額について 20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)がかかります。</p>
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金となります。
手数料	-----
付加できる特約事項等	各種財形融資制度をご利用いただけます。
中途解約時のお取扱い	<p>① 事業主を通じた所定の手続きによります。</p> <p>② 積立定期預金(複利確定日型)または期日指定定期預金の中途解約利率で利息計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター(9 時～17 時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会</p>

財形年金預金の商品概要 3/3

項目	内容
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話 03-3517-5825)へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様1,000万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章
- ご本人の確認資料